

地球規模課題対応 国際科学技術協力プログラム

【SATREPS】

平成28年度 事務処理説明会

平成28年5月18日



科学技術振興機構



本日の説明会の流れ

1. 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム
(SATREPS)について
2. 国際共同研究実施に向けて(研究機関の責務)
 - 2-1 合意文書(CRA)の作成と留意点
 - 2-2 他機関に所属する研究者を委託研究へ従事させる場合
の取り扱い(誓約書等の受領)
 - 2-3 生物遺伝資源等の取り扱い
 - 2-4 プロジェクト推進上の留意事項
3. JST委託研究費とJICA ODA経費の関係について
4. JSTとの委託研究契約について
5. JST委託研究費の執行について
6. 研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用について
(JST 研究公正室)
7. SATREPSプロジェクトの実施に向けて(JICA国際科学技術協力室)
8. 質疑応答

1. 地球規模課題対応国際科学技術協力 プログラム (SATREPS) について

SATREPS 発足経緯

日本の**科学技術外交**〔※1〕の先行事例として、
総合科学技術会議（CSTP）〔※2〕
の政策方針のもとにスタート（H20～）

連携の高度化・
相乗効果

外交手段としての
科学技術



我が国の科学技術を発展させ
る手段としての**外交**

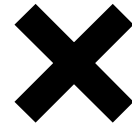
〔※1〕 科学技術外交：「外交と科学技術を相互に連携させる」という日本の外交政策・施策。
（2007年にCSTPが「科学技術外交の強化に向けて」において提唱）

〔※2〕 CSTP： 内閣府に設置される「重要政策に関する会議」内閣総理大臣（議長）及び国務大臣
と有識者の議場として、日本全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、
総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とする。

～我が国の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究～



JST: Science Funding Agency
for the government of Japan



JICA: ODA Agency
for the government of Japan

JSTとJICAが連携し、科学技術の競争的研究資金と政府開発援助(ODA)を組み合わせてることにより、開発途上国のニーズに基づき、地球規模課題*1の解決と、将来的な社会実装*2に向けた国際共同研究を推進。

*1: 一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題

*2: 具体的な研究成果の社会還元

Japan Science and Technology Agency

SATREPS



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

SATREPS 目的

1. 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
2. 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
3. キャパシティ・ディベロップメント*



～研究成果の社会実装に向けて～

※キャパシティ・ディベロップメント：国際共同研究を通じた開発途上国の自律的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成

SATREPSでは、将来的な社会実装の構想が必要

SATREPS 分野・期間・規模

(1) 研究分野 : 4分野・5領域

■ 環境・エネルギー

- ・地球規模の環境問題 { 気候変動への適応、緩和
安全な水の確保・処理、生態系・生物多様性の保全・修復
- ・低炭素社会の実現に向けた高度エネルギーシステム { バイオマス・エネルギー、省エネ、再生可能エネルギー等の利用

■ 生物資源

- { 育種・栽培技術、水産資源管理、養殖技術・飼養技術
生物資源の評価・利用技術 (生物多様性の利活用を含む)

■ 防災

- { 自然災害メカニズムの解明 (地震・火山噴火 等)
自然災害に対する被害軽減方策

■ 感染症

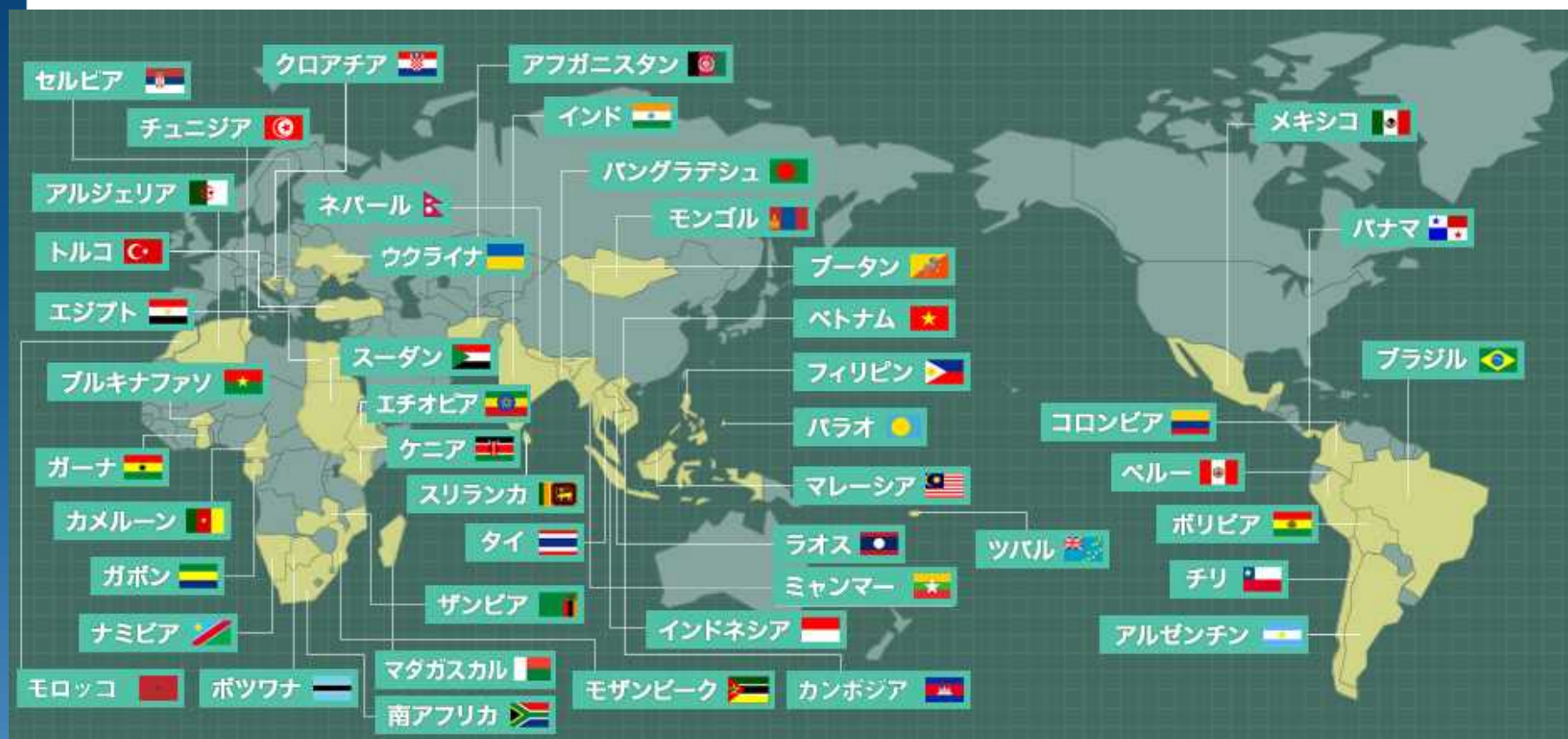
- { (鳥インフル・豚インフル等) 人獣共通感染症
(HIV/AIDS, デング熱等) 新興・再興感染症の診断・予防・治療

AMEDへ

(2) 期間 : 3 - 5 年

(3) プロジェクトの規模 : JST36百万/年 JICA60百万/年程度

採択国一覧 (H20年度～H28年度)



地域	採択国数	採択課題数
アジア	15 カ国	60 課題
アフリカ	17 カ国	30 課題
中南米・その他	14 カ国	25 課題

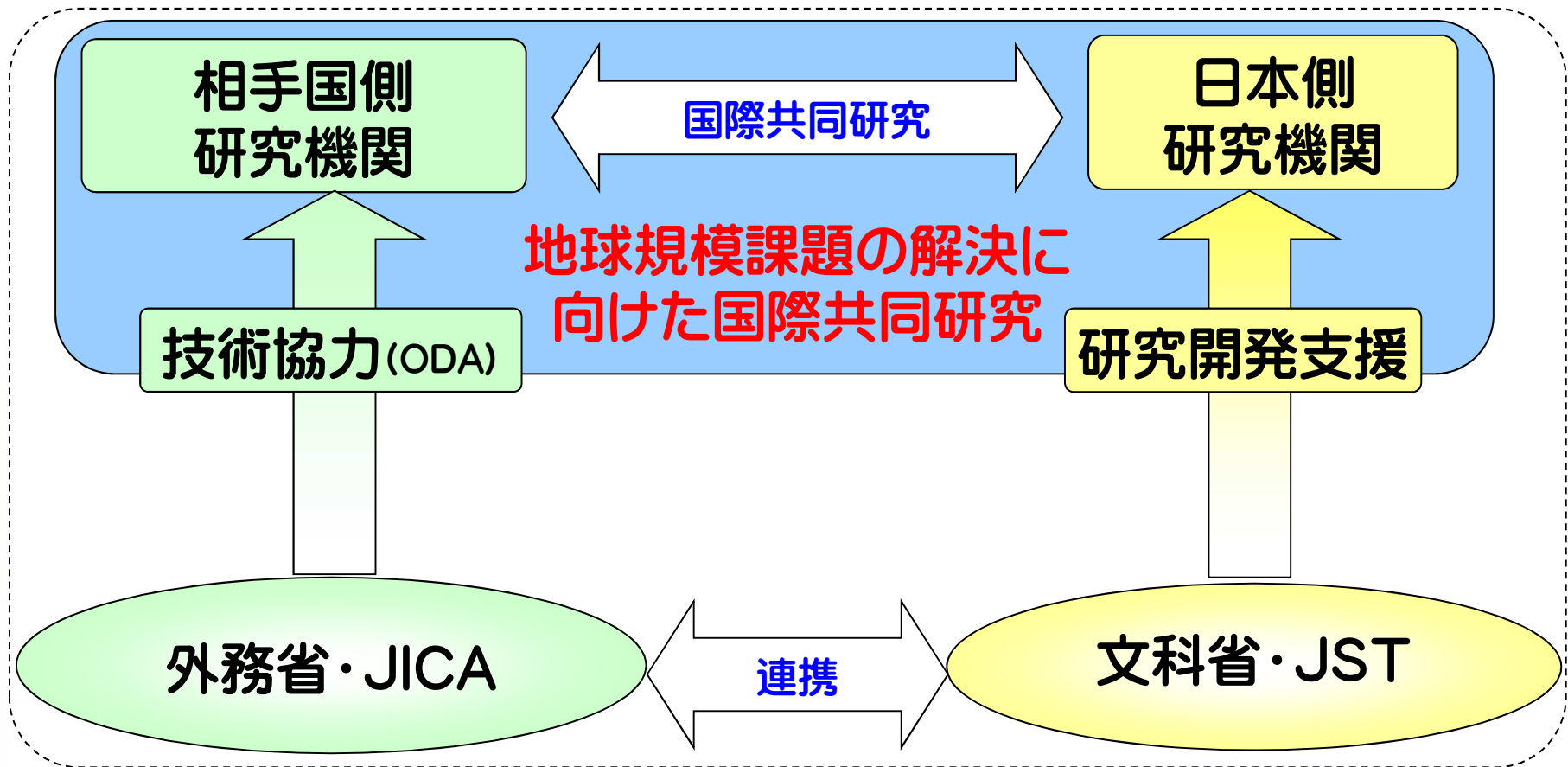
分野・領域別 採択課題数 (H20～28年度)

研究分野・研究領域	地域別内訳			H	H	H	H	H	H	H	H	H
	アジア	アフリカ	その他	20	21	22	23	24	25	26	27	28
環境・エネルギー (気候変動)	60	30	25	4	4	-	-	-	-	-	-	-
環境・エネルギー (低炭素社会・エネルギー)				-	-	4	3	1	1	2	2	2
環境・エネルギー (地球規模の環境課題)				3	2	4	1	2	3	1	3	4
生物資源				-	6	5	2	3	1	2	4	4
防災				3	4	2	2	1	2	2	3	2
感染症※				2	4	2	2	1	3	3	2	2
Total				(115)			12	20	17	10	8	10

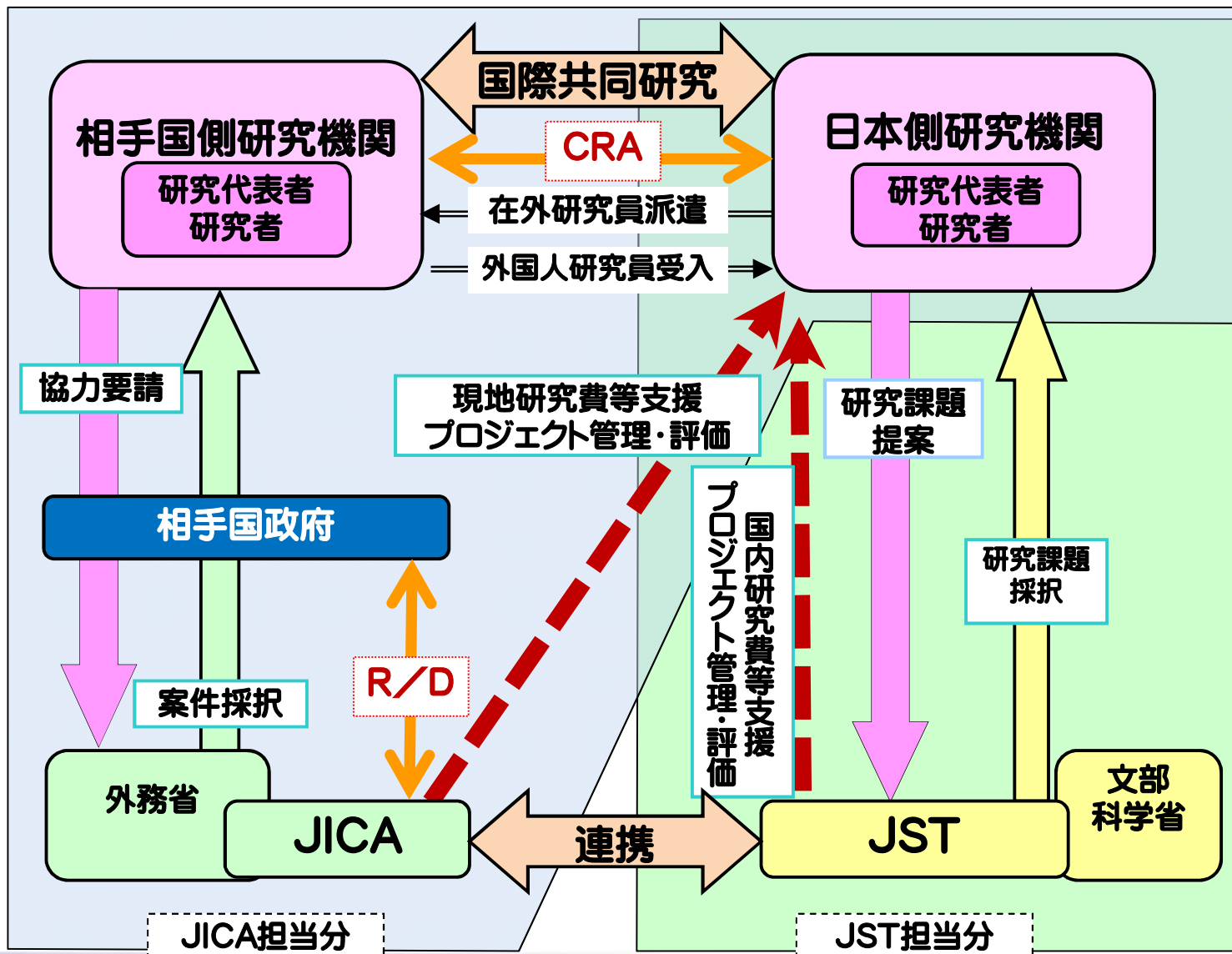
※感染症は、H27よりDAMEDへ移管

プログラムのしくみ

JSTと独立行政法人国際協力機構（JICA）が連携して、地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進



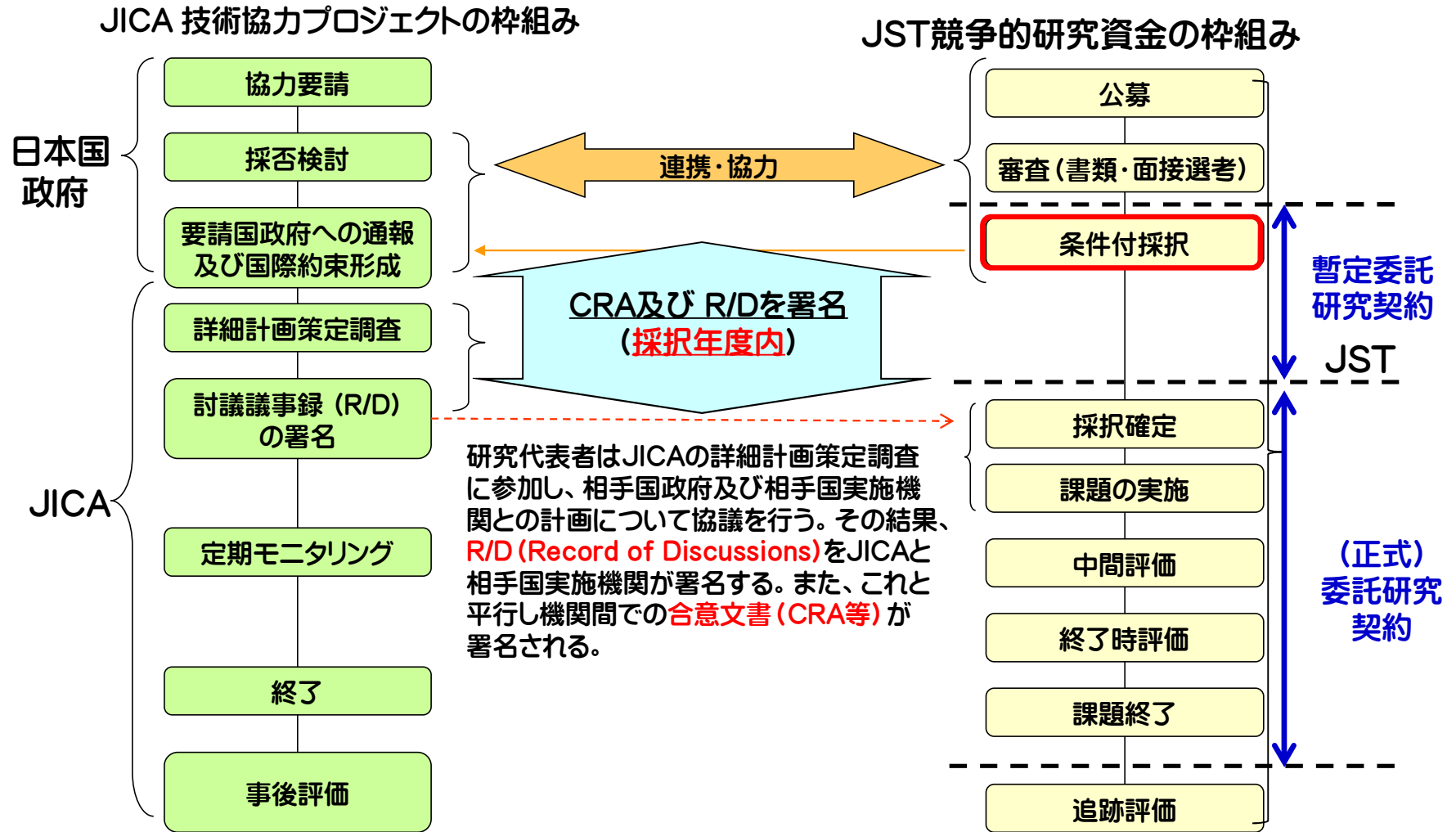
国際共同研究実施体制



2. 国際共同研究実施に向けて (研究機関の責務)

詳細は公募要領 (<http://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2016.pdf>)
23ページをご参照下さい。

プログラムの主な流れ



条件付採択と暫定委託研究契約期間

【条件付採択】

今後の相手国関係機関との実務協議の内容や相手国情勢などによっては、新規採択研究課題の取り消しも含め内容が変更となるなどの可能性もあるため、現時点では「条件付」での採択としています。

R/DおよびCRAがH29年3月末日までに締結されて初めて、正式に共同研究が開始できます。

【暫定委託研究契約期間】

R/D及びCRAが締結されて正式に共同研究を開始するまでの期間のこと。

R/D署名までの間、JSTと「暫定」委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、650万円以内（間接費含む）でJST委託研究費を執行できます。

SATREPSにかかる主な合意文書①

条件付採択後、国際共同研究を実施するにあたって、下記2つの文書が署名されることが必要となります。

討議議事録 (R/D: Record of Discussions)	JICAが相手国政府と締結 (機材投入、人材育成支援など技術協力プロジェクトの実施内容合意のため)
合意文書 (CRA: Collaborative research agreement, MoU: Memorandum of Understanding など)	“研究代表者”の所属機関と、相手国研究機関が締結 (成果公表・特許など共同研究に関わる合意のため)

条件付採択の年度末（平成29年3月末）までにR/Dの署名がされておらず、近日中に署名される見込みもない場合、研究中止となります。

SATREPSにかかる主な合意文書②

その他、下記の契約・合意文書の締結が必要です。

JST委託研究契約 (※)

JSTが委託研究費の配賦にあたり、“研究代表者”および“主たる共同研究者”の所属機関と締結。
(暫定期間は研究代表機関のみ)

JICA取極め、事業契約

JICAと“研究代表者”の所属機関が締結。

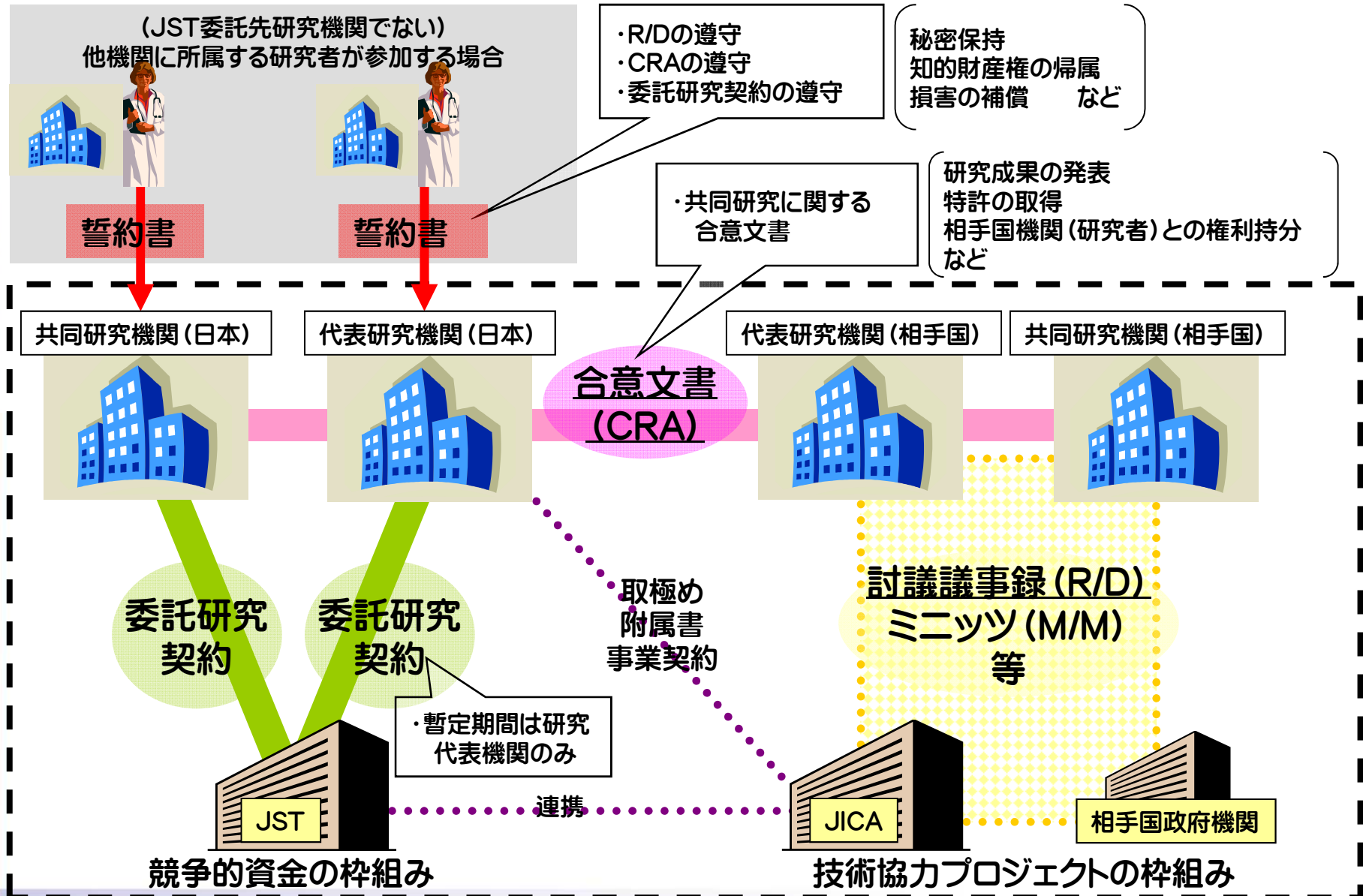
誓約書 (※)

“研究担当者”の所属機関と“研究参加者”の所属機関が交わす。

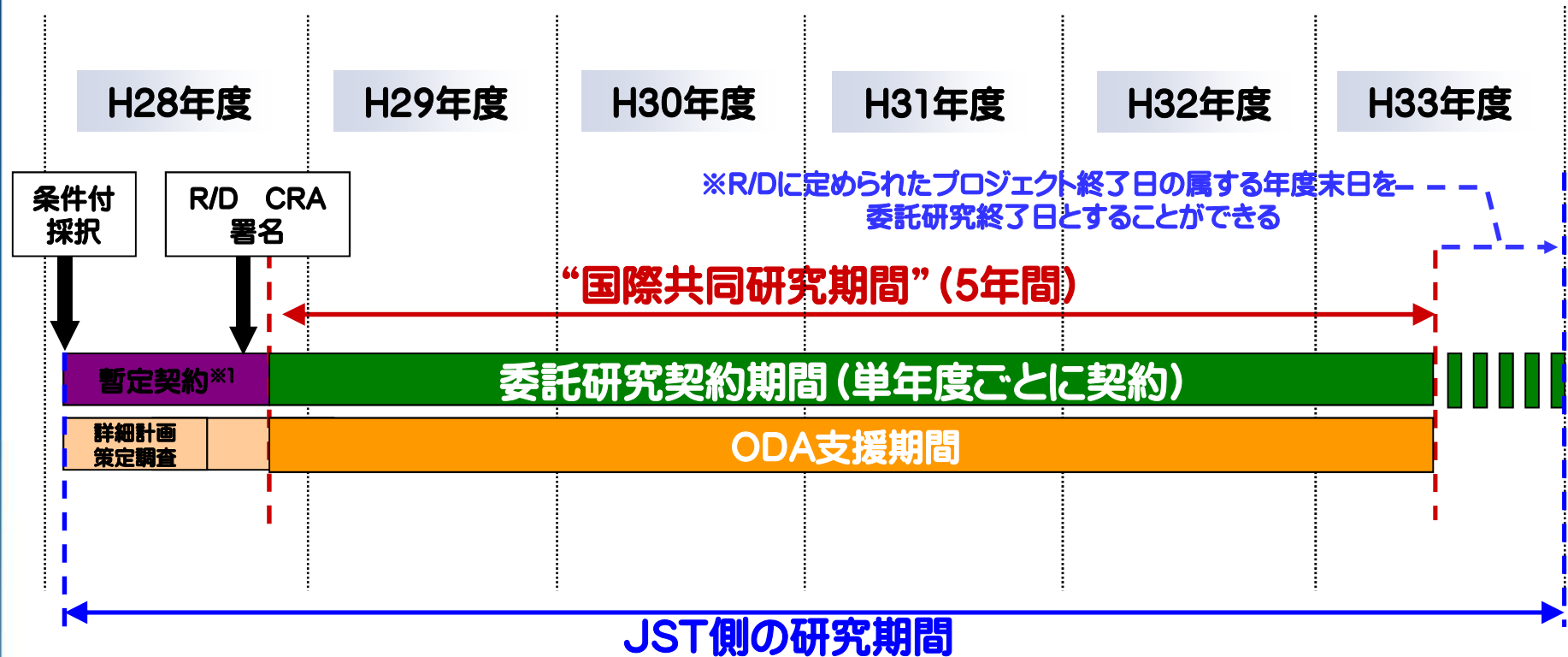
※ 以下のURLに雛形および作成のガイドラインを掲載しております

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

SATREPSにかかる主な合意文書 (まとめ)



研究期間と予算の考え方

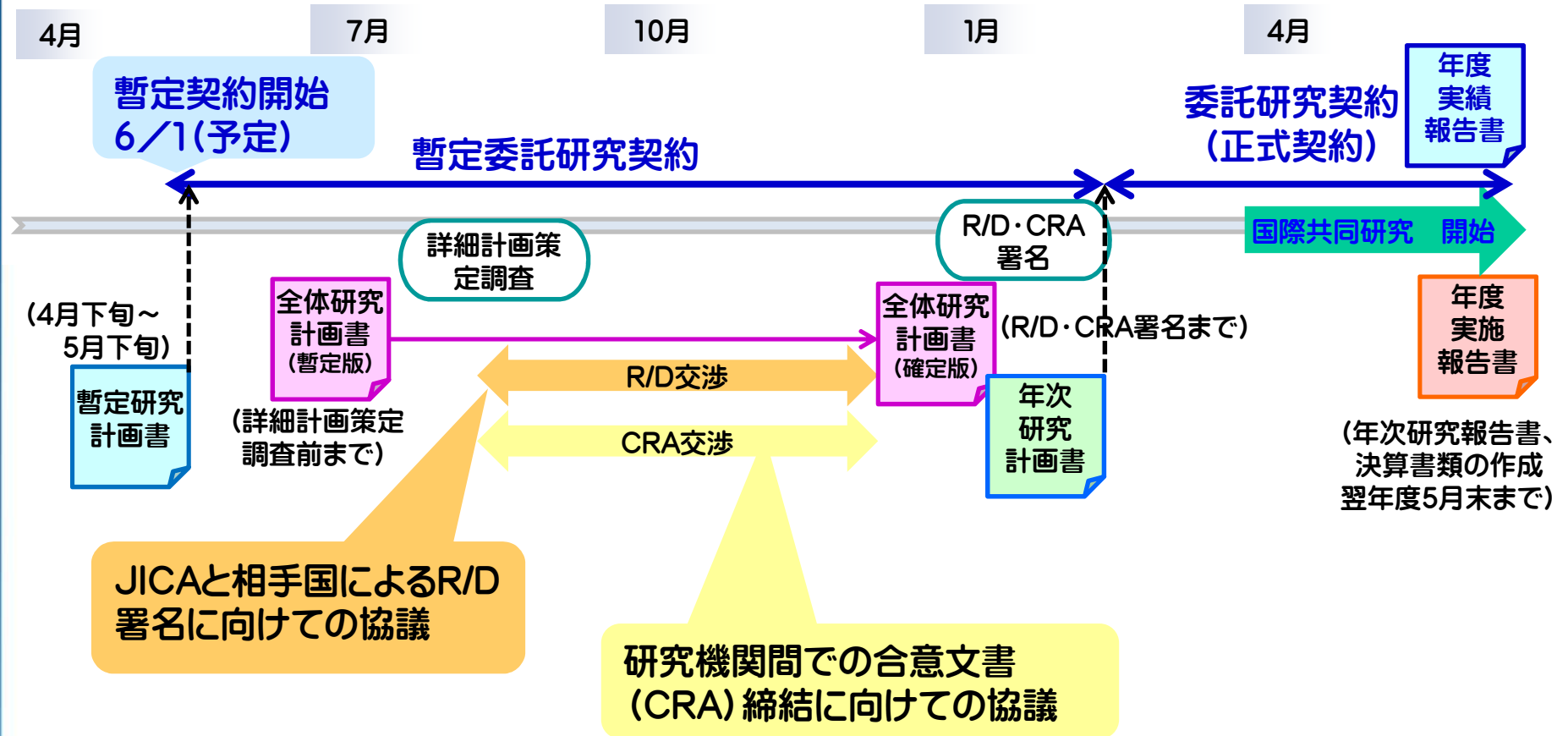


※ R/D署名までの間、JSTと暫定委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限ってJST委託研究費を執行することができます（原則、研究代表者所属機関への委託となります）。

※ JSTからの委託研究費は上図で示す期間において執行可能ですが、予算については、条件付採択時に定められたJST委託研究費総額の範囲内で対応する必要があります。なお、JST委託研究費総額および年度別の研究費は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、中間評価結果、JSTの財政状況等によって変更となる可能性があります。

今後のスケジュール例 (暫定研究契約期間中)

採択年度 (暫定委託研究契約～正式契約への移行まで)



条件付採択～R/D・CRA署名～R/D・CRA署名後

	初年度の条件付採択～ R/D署名・CRA署名まで	R/D署名・CRA署名後 (国際共同研究開始)
JST	暫定計画書(年次)を基に、 暫定委託研究契約を締結(※1)	全体計画書、年次計画書を基に、 正式な委託研究契約を締結
JICA	JICA詳細計画策定調査に 協力する研究者の事務的支援 (※2)取極めの締結準備	R/D署名と同時期に、 取極めの締結
相手国研究 機関	合意文書(CRA)の 締結に向けての準備(※3)	R/D署名と同時期に、 合意文書(CRA)の締結
JST委託研究 経費の用途	原則、物品費(固定資産計上物 品を除く)、旅費、人件費・謝金、 会議費等(※4)	物品費、旅費、人件費・謝金、 その他経費

※1 原則として代表機関とのみ契約します。共同研究機関は代表機関からの依頼出張等により研究活動を行うことは可能です。

※2 代表機関のみが締結します。

※3 成果の公表や知財の扱いについて実施機関同士で合意していただくものです。詳しくは、本資料「CRA,知的財産権及び生物遺伝資源の取り扱いについて」、および「日本側代表機関と相手国側代表機関との合意文書作成のガイドライン」

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>)をご確認下さい。

※4 共同研究機関は、暫定委託研究契約の間は、代表機関からの依頼出張等の活動に限られます。また、固定資産計上物品の購入などの購入は原則お控えください。また、R/D署名が不成立と判断され、研究が中止となる可能性もあることをあらかじめご了承ください。雇用等にあたってはご留意をお願いします。

2-1.合意文書 (CRA) の作成と 留意点

CRA作成に関する注意事項

締結時期：平成29年3月末日まで

※R/D及びCRAが締結されないと共同研究は開始されません

CRA内容：事前にJSTの確認が必要です

※JSTのガイドラインにそって相手国機関と交渉、適宜JSTに報告し、合意事項を詰め、署名前のCRA最終案の段階でJSTの確認を得て下さい

「地球規模課題対応国際科学技術協力事業(SATREPS)」
日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関との合意文書について
- 合意文書作成のガイドライン -
<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

合意文書 (CRA) 作成における確認事項

研究代表者の所属する研究機関は、国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書 (CRA) 等を取り交わします。

合意文書においては、

- ・ 共同研究により生じた知的財産の取扱い
- ・ 秘密情報の取扱い
- ・ 成果の公表
- ・ 損害が生じた場合の取扱い
- ・ 相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し 等

について定めていただきます。

なおCRA は署名前の案の段階で、JSTから必要事項等の内容の確認を得てください。

R/Dの内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/Dの署名をする時期に合わせるのが適切です。

なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

CRA作成上のポイント

合意文書 (CRA) では以下の条項を入れて下さい。

“Objective and Plan”

(目的及び計画)

“Implementation”

(実施内容)

“Confidentiality and Intellectual Property Rights”

(守秘義務および知的財産権)

“Access to Genetic Resources”

(生物遺伝資源へのアクセス)

“Publication of Results”

(研究成果の公表)

“Dispute Resolution”

(紛争の解決)

“Duration of the Agreement”

(合意文書の有効期間)

“Compliance with Laws and Regulations”

(法・規則の遵守)

知的財産権 (1)

知的財産権の基本的な考え方

- ・ 研究機関は、委託研究の成果に係る知的財産権の保全にご配慮下さい。
- ・ 研究機関による権利承継の有無にかかわらず、権利保全について十分な対応をお願いします。
- ・ 国際共同研究の成果については、特に、国際ルールと共に、相手国の知的財産に関する法令もご配慮下さい。
- ・ 相手国研究機関とJICAで署名されたR/D等を遵守下さい。
- ・ 相手国研究機関と日本側研究機関との**合意文書を遵守**下さい。
(特許出願の場合、必要があれば共同出願契約等も検討下さい)
- ・ **生物遺伝資源へのアクセス**に関して、途上国との論争が生じる可能性があり、知財に関しては十二分に協議をして下さい。
(* 相手国の試料・サンプル等を基に得られた成果も含む)

知的財産権 (2)

・ 知的財産権の帰属

JSTとの委託研究契約に基づき、知財権は原則として**発明者の所属機関に帰属します**。

◆ 弁理士費用、出願費用等は、委託研究費の間接経費から支出することが可能。

※ただし、研究機関が出願しないと判断した場合で、発明者の同意を得たものについて、JSTが権利の承継・出願する場合があります。

・ 相手国研究機関との調整

知的財産が生じた際は、**必ず事前に相手国研究機関との調整**を行った上で、所定の様式により、**JSTへ報告**をお願いします。

・ 研究機関からJST、JICAへの各種報告義務

➤ 出願、申請、譲渡、設定登録、第三者への実施許諾などの際は、**研究機関からJSTへ事前申請または実施後60日以内の報告が必要**です。

→まずはJSTにご相談ください。

※ JST委託研究契約 別記3 知財条項

成果発表に際しては

- ・ 研究成果を発表する際は、SATREPSの成果に属することを、以下の例にならって標記して下さい。
- 1) 発表者・著者の所属欄に、所属機関とともにJSTを併記して下さい。
例: Taro Chikyu *1*2
*1 Kagaku Univ. Dep. of Earth Science
*2 JST/JICA, SATREPS
 - 2) 又は、『謝辞』(Acknowledgement)の欄に記載して下さい。
例: This research was supported by Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS), Japan Science and Technology Agency (JST)/Japan International Cooperation Agency (JICA).

2-2. 他機関に所属する研究者を 委託研究へ従事させる場合の 取り扱い(誓約書等の受領)

他機関に所属する研究者を 委託研究へ従事させる場合

(参考:委託研究契約書 別記4 特別条項)

JSTと委託研究契約を取り交わした研究機関に所属^(※1)していない、
他機関に所属する研究者を委託研究に従事させる場合は、
委託研究への参加について事前に機構の同意を得ること^(※2)。

また他機関の研究者に、討議議事録(R/D)、合意文書(CRA)、
委託研究契約等による取り決め事項を遵守させるよう、**他機関に約束させること。**

(※1)所属とは、雇用契約を締結していること、学籍を有することを指します。

(※2)研究計画書(様式C「研究参加者一覧」)のJST承認をもって、同意とします。

→ 取り決め事項の**遵守違反に起因する係争等を排除するため**、研究機関が
責任を持って、当該研究者が所属する**他機関から誓約書等の提出を**
受けてください。

誓約書等 作成のポイント

誓約書作成にあたっては以下の点に注意し、各研究機関の知財部門やTLO等と相談しながら検討してください。

- ✓ 誓約書は当事者である研究機関と、当該研究者が所属する他機関の責任で交わしてください。
- ✓ 討議議事録 (R/D)、合意文書 (CRA)、委託研究契約等による取り決め事項を優先することとし、矛盾・齟齬のないように作成してください。
- ✓ 誓約書の雛形は以下のサイトからダウンロードいただけます。雛形の条項は、誓約書に入れてください。

【誓約書 雛形のご案内】

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

2-3. 生物遺伝資源等の取り扱い

生物遺伝資源等の取り扱い

生物多様性条約 (1992年採択)

経緯: 1992年 5月 採択(同年6月 日本が署名)
1993年12月 条約発効(※日本は1993年5月に締結)

条約の主目的:

①生物多様性の保全

②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 ◀ ABS

第15条の主な内容: 遺伝資源の保有国の主権的権利の再確認と国内法令の遵守を規定
遺伝資源の取得と利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定
遺伝資源を取得する際、相手国政府からの事前同意の取得を規定

ボン・ガイドライン (2002年採択)

経緯: 2002年4月 COP6において採択

内容: アクセスと利益配分に関する国際的なガイドラインであり、遺伝資源へのアクセスとその利用から得られた利益を公正かつ衡平に配分するための、基本概念や推奨されるプロセスなどが記載されているが、法的な拘束力はない。

名古屋議定書 (2010年採択)

経緯: 2010年10月 COP10において採択
2011年 5月 日本が署名

2014年 10月12日 発効済

内容: 遺伝資源の利用と公正な利益配分(ABS)に関する拘束力のある国際的な取り決め
利用国における遵守と監視制度の設定、伝統的知識に対するアクセスと利益配分の取り決め

生物遺伝資源等の取り扱い

■ 生物多様性条約 (CBD)、名古屋議定書の遵守

- 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) -

海外 (由来) の生物・遺伝資源の取得と利用、および資源提供国外 (日本、第3国を含む) への持ち出しに対して慎重に対処してください。

※「植物、動物、微生物その他に由来する素材」、「派生物」、および遺伝資源に関連する「伝統的知識」等がABSの対象となります。

※必要に応じてCRA (MTA) において、生物・遺伝資源の利用から生じる利益 (知的財産権等) の公正かつ衡平な配分について取り決めてください。

※生物・遺伝資源、およびその他の物質の移転では、素材移転契約 (Material Transfer Agreement: MTA) を締結してください。

■ 相手国のCBD・ABSに関連する国内法令 (ガイドライン) の確認

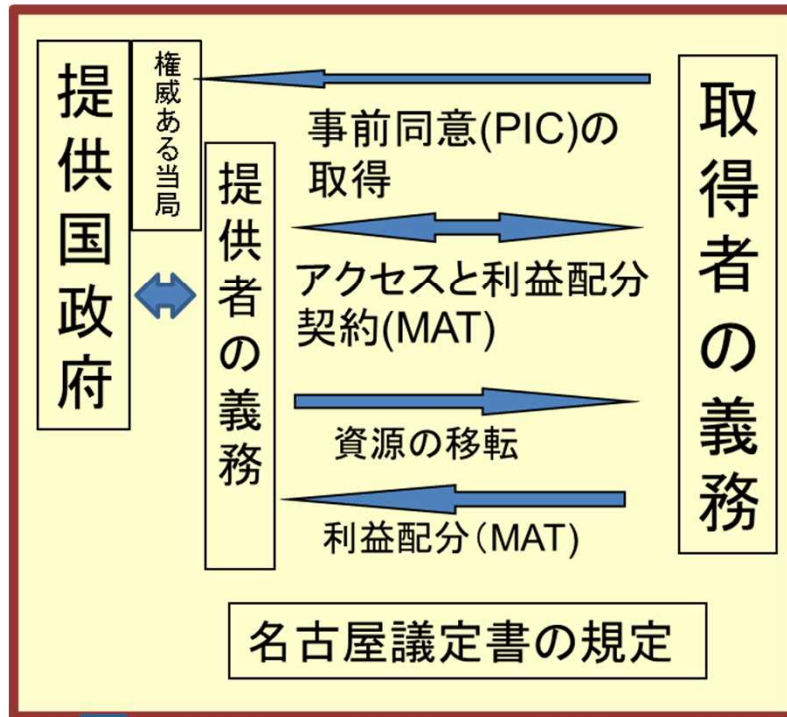
タイ、フィリピン、マレーシア・サバ/サラワク州、インド、ケニア、南アフリカ、ペルー等

■ その他、生物資源利用に関する国際ルールには十分注意

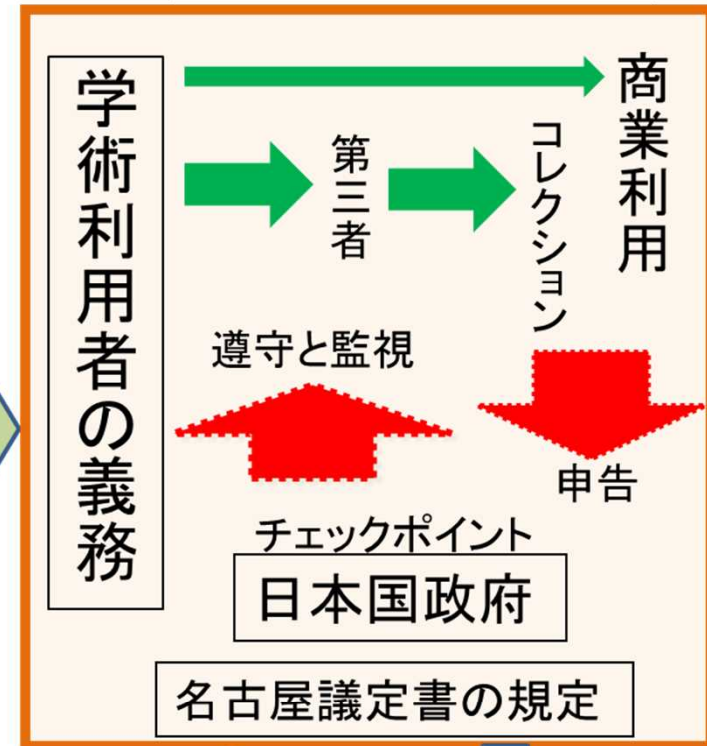
ラムサール条約、ワシントン条約、ボン条約 etc

- 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) -

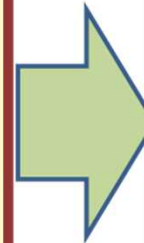
提供国での対応



日本での対応



素材移転



国際遵守証明 (IRCC) 発行

ABSクリアリング
ハウス (ABSCH)

情報の共有、公開

情報提供 (IRCC)

情報提供 (コミュニケ)

2-4.プロジェクト推進上の留意事項

安全対策について

外務省海外安全ホームページにおいて出張先地域（経由地含む）にレベル2「不要不急の渡航は止めてください」以上が出されている場合、出張の中止・延期を含めて十分な事前の検討をお願いします。

・参照：出張者の安全管理について（JST委託研究契約事務処理説明書P13）

・参照：研究代表機関の安全対策義務（JICA「取極め」第十二条）

※渡航検討の際は、渡航1か月前を目途に、渡航計画、渡航者リスト、緊急連絡先等の安全対策関連情報を所属機関からJST及びJICAに提出ください。

※研究代表機関により、共同研究機関メンバーも含めて安全対策措置を徹底。

※その他、JICAからの安全対策についての説明部分もご参照ください。

プロジェクト推進上の留意事項

平成28年度公募要領 V章 (p.43～p.66)には、次の事項が記載してあります。

・ JSTダイバーシティ(出産・子育て・介護支援制度)

JSTでは男女共同参画推進の取り組みの一環として出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究開発を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

「平成28年度 出産・子育て・介護支援制度」申請要項等は下記からダウンロードできます。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

・ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

研究機材の輸出及び技術提供は外為法の規制対象となります。経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくはそちらをご覧ください。

・ 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

法令を遵守してください。

相手国からのサンプル等の持ち帰りや、生物遺伝資源等の利用についても、法令・制度、国際ルールに従ってください。

・ 生命倫理・安全の確保

生命倫理及び安全の確保に関し、法令を遵守してください。機関長の承認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

また、治験等及び医療行為の扱いについては、JICA方針に沿った提案である必要がありますので、該当する説明(公募要領 p.73)を十分にご確認ください。

・ 人権・利益の保護

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

・ 社会・倫理面等の配慮

何らかの不適切な行為が行われた場合には、中止等の措置を取ることがあります。

・ 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。本委託研究に起因して事故及び研究者の負傷等が発生した場合は、速やかにJSTに報告してください。

・ 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

・ 関係法令・指針等

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や研究費の返還を求められる場合があります。

・ 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進

大学・国立研究開発法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

・ バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンターに提供くださるようご協力をお願いします。

・ オープンアクセス

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。

・ JST先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進に当たり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

[詳しくは公募要領を
ご確認ください](#)

その他留意すべき指針等

- ✓ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm
- ✓ 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>
- ✓ 研究活動の不正行為への対応のガイドライン
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm
- ✓ 不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則
<http://www.jst.go.jp/cpse/cst/file/h25/h25betten2.pdf>
- ✓ 競争的研究資金の適正な執行に関する指針
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>
- ✓ JST競争的研究資金制度の統一的注意事項
http://www.jst.go.jp/global/keiyaku/betsu_09.pdf

参照URL: <http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

3. JST委託研究費と JICA ODA経費の関係について

JICA取極め、ODA経費については、
別途、JICAよりご説明いただきます。

JICA側とJST側の経費負担について(1)

- **日本国内等、相手国内以外**にて執行する研究費は原則として**JSTからの委託研究費**
- **技術協力プロジェクト**の実施に必要な経費は原則として**JICA ODA経費**
- 日本側研究者が相手国に出張する場合の往復旅費・滞在費、及び相手国研究者の招聘旅費は、原則JICA ODA経費で措置

※ 相手国へのお出張に係る経費については、場合により例外としてJSTの委託研究費からの執行も可能です。ただし、JST委託研究費で相手国にお出張する場合は、相手国よりJICA専門家に認められる課税免除等の待遇が付与されないことに加え、現地での活動に何らかの制約を受ける場合がありますので、必ず事前にJST/JICAと相談して下さい。例として、学生のお出張については、一定の条件の下でJST委託研究費からの支出を可能とじていますので、その取り扱いは事務処理説明書を参照して下さい。

JICA側とJST側の経費負担について(2)

経費	JST	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●*1	
B:相手国内での活動費	▲*2	●*3
B:相手国からの招へい旅費	▲*4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲*5	●

*1第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

*2相手国においてJICAが負担できない経費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限りです。

*3相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。(JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります)

*4相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限りです。

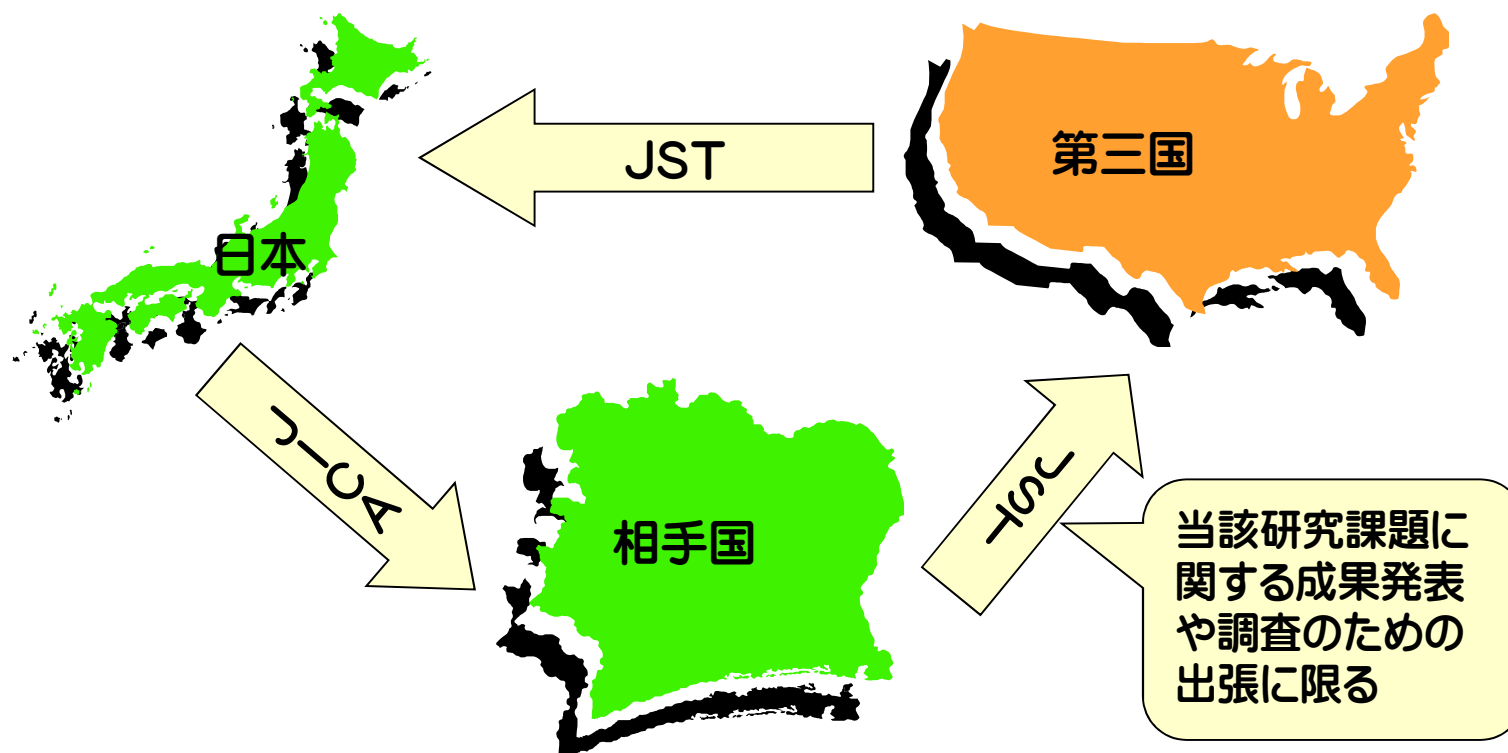
*5学生、外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限りです。

※企業等の研究代表者および主たる共同研究者に対する給与等は、直接経費より支出できません。

(公募要領 p.27,28)

JICA側とJST側の経費負担について(3)

例えば、日本→相手国→第三国→日本 と出張する場合



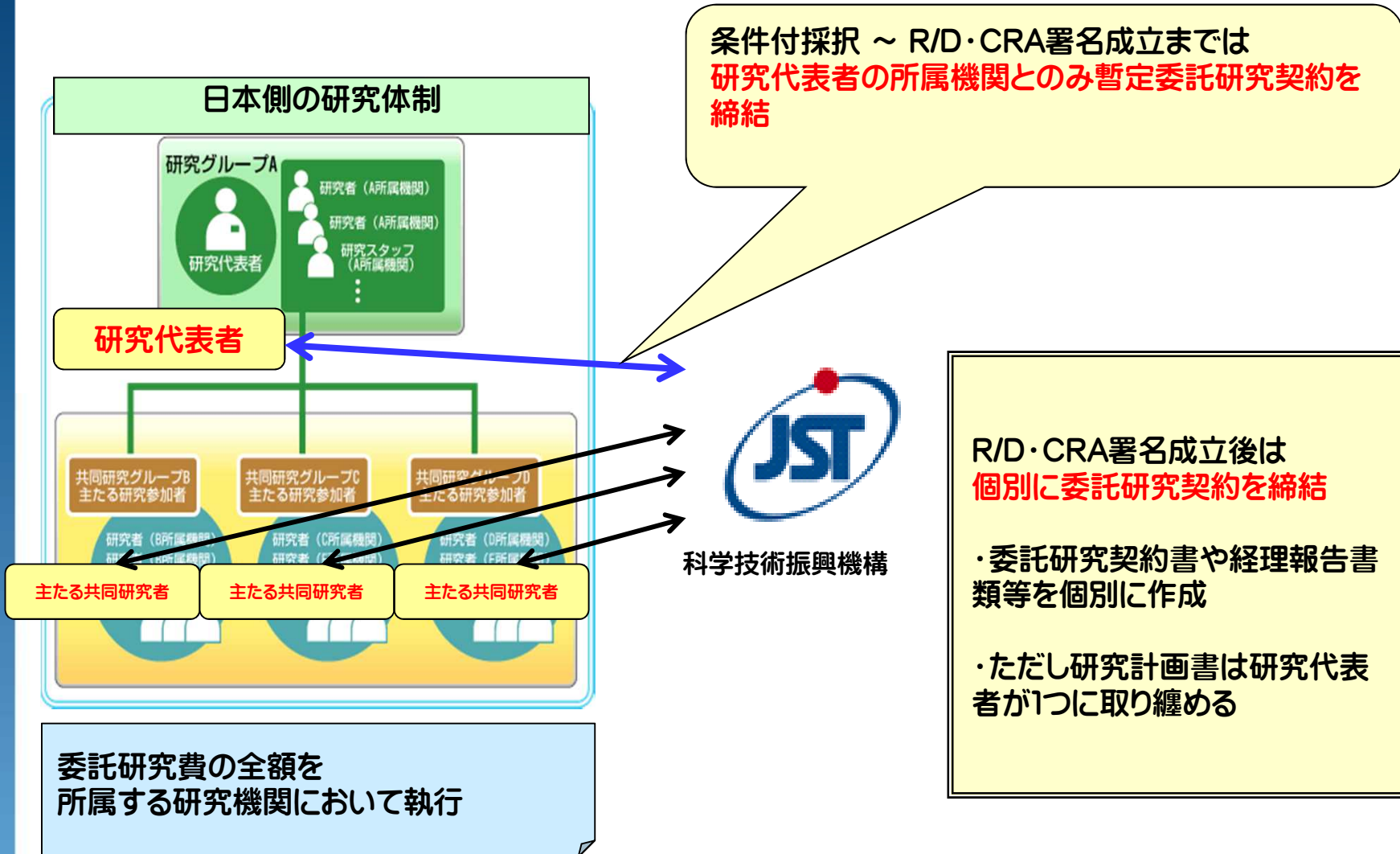
・ 日本 → 相手国への旅費はJICA経費で、相手国 → 第三国 → 日本への旅費はJSTの委託研究費で支援します。ただし、第三国への出張が当該委託研究とは直接関係のない別用務の場合は対象外です。

4. JSTとの委託研究契約 について

以下は、JST委託研究契約に関する説明です。

JICA取極め、ODA経費については、
別途、JICAよりご説明いただきます。

JSTとの委託研究契約



JSTとの委託研究契約の種類

研究機関の種別(大学等または企業等)により、JSTとの委託研究契約の扱いが異なります。機関種別については、当機構の内規に基づき判断いたします。

委託研究契約
関連書類は、
当プログラムの
ホームページを参照下
さい。最新の情
報はこちらに
掲載いたしま
す。

The screenshot shows the SATREPS website interface. The main content area is titled '委託研究' (Outsourcing Research). Below the title, there is a section for '委託研究契約' (Outsourcing Research Agreements) with a link to '委託研究契約に係る書類や参考資料を公開しています。' (Publicizing documents and reference materials related to outsourcing research agreements).

Underneath, there is a section for '委託研究契約に係る書類' (Documents related to outsourcing research agreements) with a note: '該当する機関種別を選択(クリック)してください。' (Please select the corresponding institution type (click)).

書類名	機関種別	対象機関
平成23年度版委託研究契約関連書類	大学等	国公立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、 国立試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ・上記以外の公益法人の一部(※)
	企業等	大学等に該当しない機関
平成22年度版委託研究契約関連書類	大学等	国公立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、 国立試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ・上記以外の公益法人の一部(※)
	企業等	大学等に該当しない機関

※当機構の内規に基づき判断致します。

At the bottom, there is a '参考資料(別添)' (Reference materials (separate attachment)) section with a link: '【別添1】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(PDF 56kB)'.

The right sidebar contains several widgets: '国際協力機構 科学技術協力 ホームページ' (JICA International Cooperation Agency Science and Technology Cooperation Home Page), 'Friends of SATREPS' (Friends of SATREPS, SATREPS's understanding and cooperation partners), and '研究機関の皆さま' (Dear Research Institutions) with buttons for '研究分野の研究領域' (Research fields and research areas) and '研究提案の公募' (Public solicitation of research proposals).

大学等と企業等の契約上の違い

		単年度契約	複数年度契約
大学等	暫定契約 (条件付採択 ~ R/D・CRA署名成立まで) * 研究代表者の所属機関とのみ締結	○	—
	正式契約 (R/D・CRA署名成立後) * 共同研究機関を含む各機関と個別に締結	○	○
企業等	暫定契約	○	—
	正式契約	○	—

複数年度契約について(大学等)

- ・研究開始時に、原則「2年」を上限とする複数年の契約期間を設定し、原則として、毎年度期初に変更契約により、研究計画書記載の研究期間及びJST中期目標期間の範囲内で契約期間を1年ずつ延長します。
 - ・JSTの中長期目標期間を跨ぐ委託研究費の繰越につきましては、財務省協議を経て、文部科学省の承認が必要であることから、中長期目標期間内の取扱いと比べ要件や事務手続きが大きく異なりますので、ご留意頂きますようお願いいたします。
- (平成28年度から平成29年度にかけての繰越は中長期目標期間を跨ぐ繰越となります。)

複数年度契約により、以下の事項を実現しています。

- ・研究契約に基づくものであることを前提とした翌事業年度の委託研究費を財源とする年度跨がりの調達等の契約
- ・研究計画に基づくものであることを前提とした翌事業年度の委託研究費を財源とする研究者等の翌事業年度に係る雇用手続き(新規・継続)の早期対応
- ・委託研究契約に係る年度更新手続きの遅延により研究期間(契約期間)に空白期間が生じることの防止
- ・一定の要件を満たすことを条件とした翌事業年度への委託研究費の繰越

5. JST委託研究費の 執行について

JST委託研究費の予算費目について

	予算費目	具体的な用途
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、衛星画像等のデータ、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究担当者および研究計画書記載の研究参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘者に係る旅費
	人件費 ・謝金	本研究のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
	その他	上記の他、本研究を遂行するための経費 例) 研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額など
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費

暫定契約における制限

	条件付採択 ~ R/D・CRA署名 成立まで	R/D・CRA署名成立後 (国際共同研究開始後)
JSTとの 委託研究 契約	暫定委託研究契約を締結 代表機関とのみ締結(※1)	正式な委託研究契約を締結 共同研究機関とも締結
JST委託 研究費の 使途	原則、物品費(固定資産計上物品 を除く)、旅費、人件費・謝金、そ の他経費(※2)	物品費、旅費、人件費・謝金、そ の他経費

※1 共同研究機関は代表機関からの依頼出張等により研究活動を行うことは可能です。

※2 固定資産計上物品の購入は原則お控えください。雇用に際しては、R/D署名が不成立と判断され、研究が中止になる可能性があることをご了承下さい。また、雇用者本人の了承も必ず得て下さい。

JST直接経費の執行について(1)

- 本研究の遂行のために直接的に必要な経費が支出対象
- 適正な研究費執行を証明する証拠書類を整備し、発生した経費の妥当性を研究機関の責任において客観的に説明する必要があります
- 国際共同研究相手国への出張旅費および相手国内で必要な経費(日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な機材・備品・消耗品費を含む)は、原則としてJICA経費

JST直接経費の執行について(2)

直接経費として計上できない経費

- 本研究の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- 間接経費としての使用が適切と考えられるもの
(通常の企業会計における一般管理費に該当するもの(管理部門人件費等)は間接経費に含まれます)
- 「特許関連経費(出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等)」、「学会年会費」等で研究機関や研究参加者の権利となるもの
- 委託研究費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

各種報告書類と提出期限(大学等)

報告書等の名称	様式	提出期限等
1) 委託研究実績報告書 (兼収支決算報告書)	経理様式1	每事業年度終了後、翌事業年度の5月31日まで ※但し、経理様式2については、科研費を受給し、科研費同様の条件で内部監査を実施する研究機関は提出を省略(各機関で保管)するものとする
2) 収支簿 (その他必要と認められる書類含む)	経理様式2	
3) 間接経費執行実績報告書	経理様式3	翌事業年度6月30日まで
4) 委託研究中止申請書	経理様式4 - ①	中止事由判明次第速やかに(但し、当該年度末をもって中止となる課題は3月25日まで)
5) 変更届	経理様式4 - ②	変更事由判明次第速やかに
6) 返還連絡書	経理様式5	当事業年度の3月10日まで
7) 繰越報告書	経理様式6	翌事業年度5月25日まで
8) 合算使用申請書	参考様式	研究設備・機器の合算購入にあたり、合算要件を満たしていることを確認の上、購入手続き開始前に、研究担当者がJST担当者に提出

※すべての様式は、当プログラムのホームページよりダウンロードできます

各種報告書類と提出期限（企業等）

報告書等の名称	様式	提出期限等
1) 委託研究実績報告書 (兼収支決算報告書)	経理様式1	每事業年度終了後、翌事業年度の5月31日まで ※但し、経理様式2については、科研費を受給し、科研費同様の条件で内部監査を実施する研究機関は提出を省略(各機関で保管)するものとする
2) 収支簿、その他必要と認められる書類	経理様式2	
3) 間接経費執行実績報告書	経理様式3	翌事業年度6月30日まで
4) 委託研究中止申請書	経理様式4 - ①	中止事由判明次第速やかに(但し、当該年度末をもって中止となる課題は3月25日まで)
5) 変更届	経理様式4 - ②	変更事由判明次第速やかに
6) 返還連絡書	経理様式5	当事業年度の3月10日まで
7) 有形固定資産取得報告書	経理様式6	9月末現在【検収ベース】= 当該事業年度の10月6日まで 3月末現在【検収ベース】= 当該事業年度の4月2日まで
8) 無形固定資産取得報告書	経理様式7	

各種報告書類と提出期限（企業等）

報告書等の名称	様式	提出期限等
9) 物品移動報告書	経理様式8	随時、必要の都度
10) 物品不要・処分報告書	経理様式9	
11) 物品持ち出し申請書	経理様式10 - ①	
12) 預り書	経理様式10 - ②	
13) 物品貸付申請書	経理様式11 - ①	
14) 借受物品受領書	経理様式11 - ②	
15) 「委託研究実績報告書」及び「収支簿」事前チェックリスト	経理様式12	本様式にて、記載内容を機関にて確認すること。 提出は不要。
16) 作業月報	経理様式13	委託研究実績報告書に添付して提出。 ※但し、科研費を受給し、科研費同様の条件で内部監査を実施する研究機関は提出を省略（各機関で保管）するものとする

各種報告書類と提出期限（企業等）

報告書等の名称	様式	提出期限等
17) 作業日誌	経理様式14	委託研究実績報告書に添付して提出。 ※但し、科研費を受給し、科研費同様の条件で内部監査を実施する研究機関は提出を省略（各機関で保管）するものとする
18) 人件費積算書	経理様式15	
19) 従事証明書	経理様式16	

※すべての様式は、当プログラムのホームページよりダウンロードできます

研究担当者の異動

研究担当者（研究代表者または主たる共同研究者）が異動（所属機関を転出）する時は、事前にJSTへ連絡

- 委託研究契約の中止手続きが必要
【委託研究中止申請書（経理様式4-①）参照】
 - 未使用分の直接経費及び間接経費の返還、精算の実施、転出先所属機関への委託研究費の支払い
- 委託研究費で調達した物品の取り扱い
 - 転出先所属機関への移設にご協力ください

※研究代表者が異動する場合には、相手国との関係も含め当該研究が支障なく継続できる最善の方法を検討します。結果として、転出先の所属機関を代表機関とする場合は、JICAとの取極めの解約手続き・再手続きが必要となります。

委託研究費の返還

- 事業年度毎の委託研究費の精算に先立ち、必ず事前に執行状況を確認することとし、不用な委託研究費の執行残額が生じる場合等には、**当該事業年度の3月10日までに連絡（「返還連絡書（経理様式5）参照」）**
- 返還連絡書は「郵送による原本（公印押捺済み）の提出」および「電子メールによる電子媒体の送付」が必要
- 返還にあたっては、変更契約に伴う返還ではないため、JSTから研究機関への請求書は発行しませんので、返還連絡書の提出後、当該執行残額（相応する間接経費を含む）を、**3月31日までにJSTへ返還ください。**
- 原則として、第3四半期までに委託研究費の不用が判明する場合には、変更契約を締結し返還を行うこととなりますので、速やかにJST担当者まで連絡ください。

委託研究費の繰越

- 平成28年度から平成29年度にかけての繰越は中長期目標期間を跨ぐ繰越となります。

繰越の取扱いおよび様式等の詳細につきましては、決定次第、別途案内予定です。

JST委託研究費の精算(1)

委託研究費の精算方法

JSTは研究機関より提出された書類(委託研究実績報告書等)を基に経費の執行に係る適正な履行を確認し、「委託研究費の精算」を行います。

具体的には、合目的性(当該年度の研究計画書を基に、委託研究費が本研究の目的・趣旨に適合するものに執行されていること)及び適正性(研究機関の経理規程に沿って、委託研究費が適正に支出・管理されていること)を確認します。

この際、返還が必要と認められるものがある場合には、JSTが発行する「精算額通知書」に基づき、委託研究費を返還ください。

JST委託研究費の精算(2)

書面調査と実地調査について

- 科学研究費補助金(以下、「科研費」という。)を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する研究機関に対しては、**原則として実地調査を行わないこととします**。同時に、JSTに対する収支簿の提出の省略を認め、委託研究実績報告書(収支決算報告書)のみの提出を求めるとし、**この報告書に基づく年度毎の精算のみを実施することとします**。
- 科研費を受給していない研究機関、不正行為等があった研究機関、JSTが特に必要と認める研究機関等に対しては、**収支簿の提出を求め、書面調査を行うとともに実地調査を実施することとしています**。
- 書面調査、実地調査等において、事務管理体制や委託研究費の執行に問題を認める場合、JSTは研究機関に対して改善要請を行います。なお、その後も改善策を実行していないなど、問題が解消されないと判断する場合、委託研究費の使用の停止、研究の停止、契約解除等の措置を講じる場合があります。

JSTとの委託研究契約の詳細は、
「委託研究契約事務処理説明書」を
ご覧ください。

- 委託研究契約書および委託研究契約事務処理説明書は、以下のURLに掲載されています。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

ご清聴、誠にありがとうございました。



【お問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

国際科学技術部 SATREPSグループ

gkeiyaku@jst.go.jp

TEL 03-5214-8085

FAX 03-5214-7379